

# グローバル・ボンド・オープンIM

追加型投信／海外／債券

- 当ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、下記の委託会社ホームページで閲覧できます。
- 本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されています。
- 当ファンドの販売会社、基準価額等については、下記の窓口へお問い合わせください。

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ:[www.morganstanley.com/im/jp](http://www.morganstanley.com/im/jp)

電話番号:03-6836-5130(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)

※ 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

## 委託会社

モルガン・スタンレー

インベストメント・マネジメント株式会社

金融商品取引業者

関東財務局長(金商)第410号

※ ファンドの運用の指図を行っています。

## 受託会社

三井住友信託銀行株式会社

※ ファンドの財産の保管、管理業務を行っています。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

この目論見書により行うグローバル・ボンド・オープンIMの募集については、発行者であるモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を2021年2月24日に関東財務局長に提出しており、2021年2月25日にその届出の効力が生じております。

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、以下「投信法」といいます。）に基づいて組成された金融商品であり、同法では商品内容の重大な変更に関して投資家（受益者）の意向を確認する手続き等が規定されております。また、当ファンドの投資信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。

投資信託説明書（請求目論見書）については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に投資信託説明書（請求目論見書）をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

## 商品分類および属性区分

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型投信	海外	債券	その他資産（投資信託証券（債券一般・高格付債））	年2回	グローバル（日本を含まない）	ファミリーファンド	あり（部分ヘッジ）

※ 上記分類は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。

※ 上記商品分類および属性区分の定義等の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

※ 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

## 委託会社の概要

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社

設立年月日:1987年2月10日

資本金:9億9,000万円

運用する投資信託財産の合計純資産総額:4,988億円

(2021年6月末現在)

# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

日本を除く世界各国の公社債への投資により、投資信託財産の長期的な安定成長を図ることを目的として、安定運用を行うことを基本とします。

## ファンドの特色

# 1

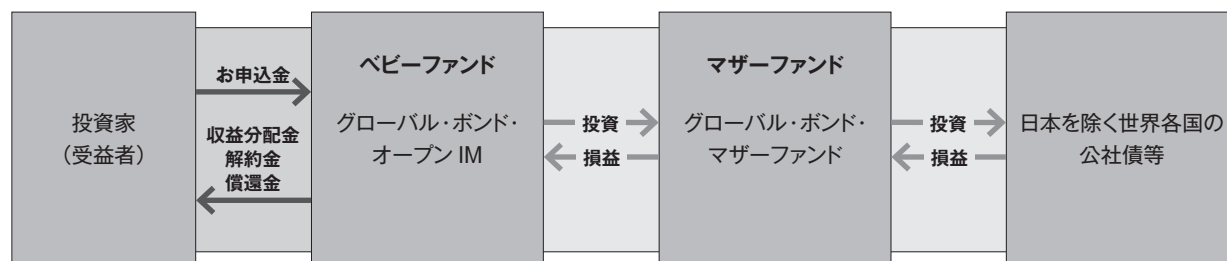
グローバル・ボンド・マザーファンド(以下、マザーファンド)への投資を通じて、日本を除く世界主要先進国の格付の高い公社債(原則としてA格以上)を中心に投資し、安定した収益の確保を目的に、投資信託財産の長期的な安定成長をめざします。

### ファンドの仕組み

当ファンドはマザーファンドを投資対象とするファミリーファンド方式で運用します。

### ファミリーファンド方式について

ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



# 2

運用にあたっては、世界各国の実質金利分析とイールドカーブ分析に基づいて国別投資配分および期間別投資配分を行います。さらに、ファンダメンタルズ分析とクレジット分析に基づいて最適投資銘柄の選定を行います。

※以下は「グローバル・ボンド・マザーファンド」にかかるものとします。

### 運用プロセス

マザーファンドの運用は、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・グループの「グローバル債券運用チーム」が担当します。同チームによる運用プロセスは、「1.リサーチ」、「2.ポートフォリオ構築」、「3.売買執行」の3つのステップで行います。

### 1.リサーチ

「グローバル金利為替戦略チーム」が金利戦略、国別配分戦略、為替戦略等のリサーチを行い、投資アイデアを策定します。一方、「グローバル・スプレッド戦略チーム」は非国債戦略に関わるリサーチを行い、投資アイデアを策定します。

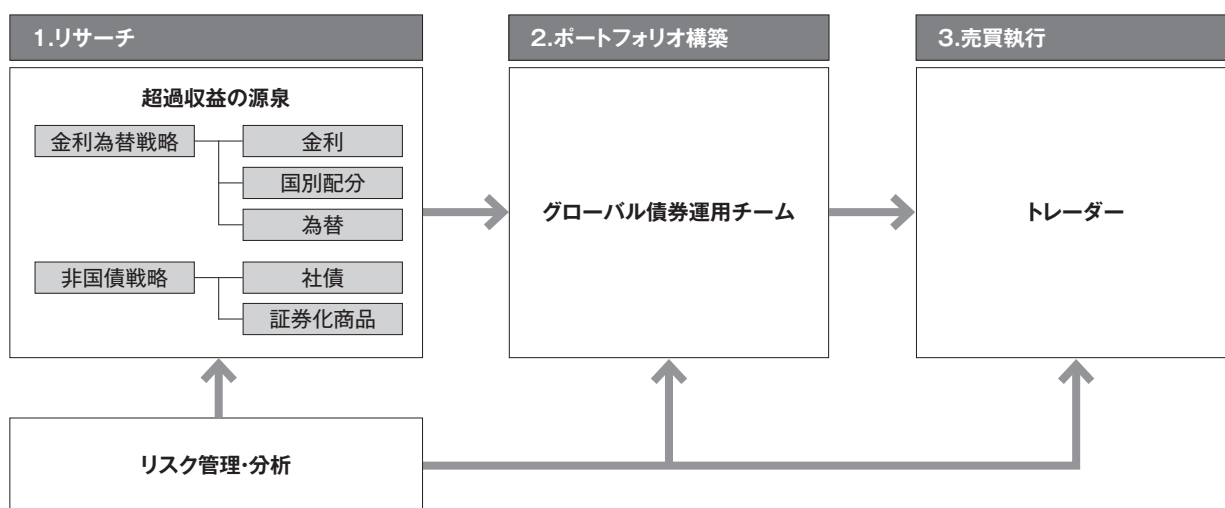
### 2.ポートフォリオ構築

2つのチームが策定した投資アイデアを基に、「グローバル債券運用チーム」が債券グローバル会議においてコア戦略を策定し、これを基にファンド固有の運用ガイドラインおよびベンチマーク等を考慮しながら、ファンドのポートフォリオを構築します。

### 3.売買執行

債券専任トレーダーが、運用ガイドラインの遵守を確認しつつ、最良執行を実行します。トレーダーは、ファンド・マネジャーに対して市場情報等を提供します。

なお、運用プロセスの各ステップにおいて、リスク管理および分析を行います。



※ 運用プロセスは2021年6月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

※ グローバル債券運用チーム 平均運用経験年数23年(2021年6月末) 運用資産残高37,896億円(2021年3月末)

## 3 実質外貨建資産\*については、世界各国のファンダメンタルズ分析による通貨価値に基づいた機動的な為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。

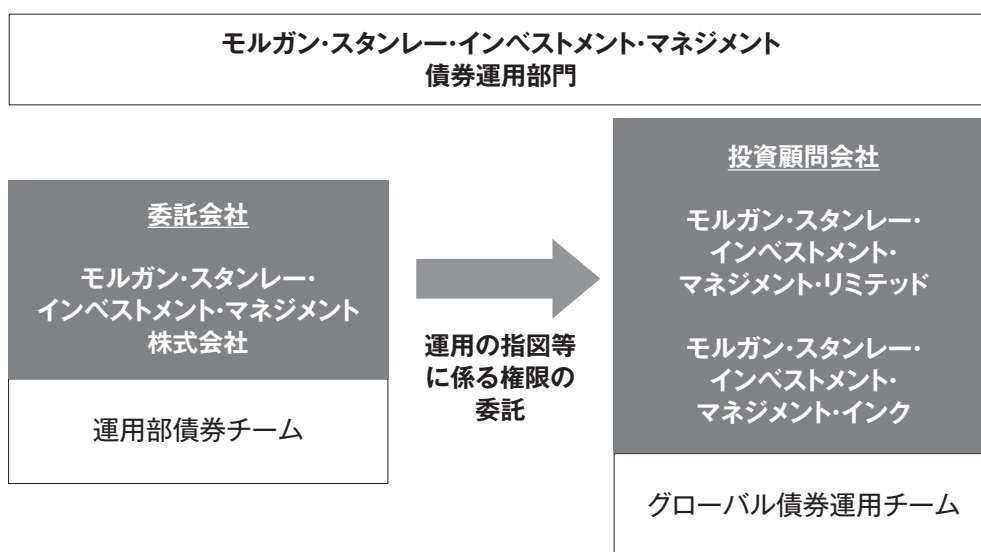
・ファンドの外貨建て部分の約75%を中心に為替ヘッジすることを基本とします。各通貨への投資配分については、他の戦略から独立して戦略を策定し、割高な通貨やファンダメンタルズが悪化している通貨への投資は避け、相対的に高い利回りが得られ、かつ国際競争力を維持できるような為替レートで推移し、さらに上昇トレンドにある通貨の投資配分を高めるよう機動的に変更を行います。

\*「実質(的)」とは、マザーファンドを通じて間接的に投資または保有する資産であることを意味します。以下同じ。

## 4 FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース:25%為替オープン+75%為替ヘッジ)\*をベンチマークとします。

\*FTSE Fixed Income LLCの承諾を得たうえで、当社が計算したものです。FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。  
(参考) マザーファンドのベンチマークはFTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)とします。

## 5 運用の指図等に係る権限を、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク(米国)及びモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド(英国)(以下、投資顧問会社)に委託します。



## 6 原則として年2回の決算時に分配を行います。

### ファンドの決算日

原則として、毎年5月23日および11月23日

※ ただし、決算日に該当する日が休業日の場合、決算日は翌営業日となります。

### 分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。ただし、将来の分配金の支払いおよびその金額を保証するものではありません。

- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象金額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- 収益の分配に充てなかった利益については、約款に定める「運用の基本方針」に基づいて運用を行います。

※ 毎計算期末において、投資信託財産に生じた損失は、次期に繰り越します。

### 主な投資制限

**株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。**

**外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。**

- 有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことができます。
- ファンドに属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引を行うことができます。

# 投資リスク

資金動向、市況動向や投資対象国の政治、経済、社会情勢等によっては、運用の基本方針に従った運用ができない場合があります。

## 基準価額の変動要因

ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動もあります。)に投資しますので、**基準価額は変動します。したがって、投資信託は預貯金と異なり、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。投資信託財産に生じた利益および損失はすべて投資家の皆様に帰属します。**

### 金利変動リスク

金利は、景気や経済の情勢等の変化の影響を受けて変動し、それに伴い債券価格も変動します。一般に金利が上昇した場合には、債券の価格は下落し、それに伴いファンドの基準価額が下落することがあります。また、債券の値動きの幅は、残存期間が長いほど大きくなる傾向があります。ファンドは金利変動リスクを伴う債券などの有価証券に投資するため、元本を割り込むことがあります。

### 信用リスク

発行国の債務返済能力等の変化、あるいは、発行企業が経営不振や資金繰りの悪化等に陥り、債券の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払われなくなる(債務不履行)場合、もしくはそうなると予想される場合には債券の価格が下落することがあります。ファンドは信用リスクを伴う債券などの有価証券に投資するため、元本を割り込むことがあります。

### 為替変動リスク

為替相場は、国内外の経済要因や金利差により変動します。円安方向への為替変動は基準価額の上昇要因のひとつとなりますが、円高方向への為替変動は基準価額の下落要因のひとつとなります。ファンドは為替変動リスクを伴う外貨建資産に投資するため、元本を割り込むことがあります。

### カントリーリスク

一般に有価証券への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制等の要因によって影響を受けます。そのため、投資対象有価証券の発行国の政治、経済、社会情勢等の変化により、金融・証券市場が混乱し、資産価格が大きく変動することがあります。ファンドはこうしたカントリーリスクを伴う有価証券に投資するため、元本を割り込むことがあります。

### 経済制裁に係るリスク

特定の国、機関、会社、組織、個人に対し、将来的に経済制裁が課せられ又は既に課せられていることがあります。経済制裁及び他の同様の行政措置により、当ファンドによる証券の売買が実質的に制限され又は禁止される可能性があります。これにより、当ファンドの当該証券に対する投資の流動性が低下し、評価がより困難となる場合があります。また、経済制裁の結果、当ファンドが、その投資対象について、適切でないタイミング又は価格による売却その他の処分を強制される可能性があります。その結果、当ファンドに損失が生じ、取引コストが増加する可能性があります。これらの措置は、相当程度長期に渡る可能性があります。また、当ファンドに対する事前の通知なく立法化される可能性があります。

## その他の留意点

### クーリング・オフについて

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

### ファミリーファンド方式について

ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合があります。

### 流動性リスクについて

有価証券等を売買しようとする際に、取引市場が小規模な場合や市場に十分な需給がない場合あるいは現地規制等によって取引が制限される場合には、期待される価格よりも不利な価格での取引となる可能性または取引の実行が困難になる可能性があり、その結果基準価額の下落により損失を被るおそれがあります。市場の流動性が低下した場合、各ファンドの状況によっては、委託会社は一部解約の請求の受付を停止する場合があります。

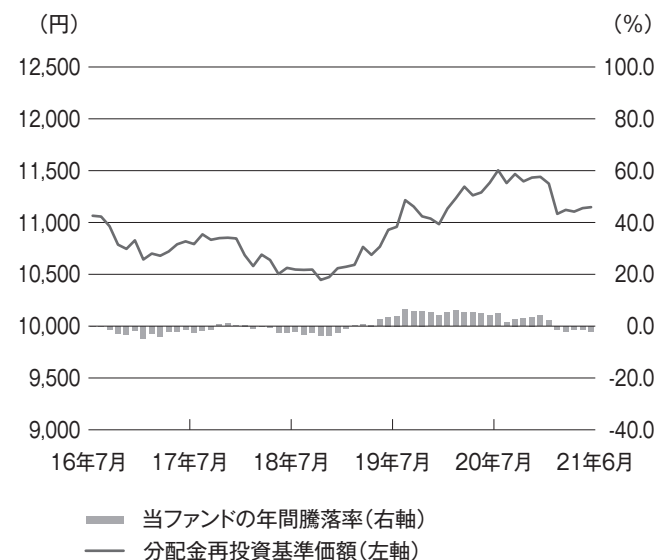
### リスクの管理体制

委託会社では運用に係るリスクを含む諸リスク管理のために委員会を設置しており、同委員会がファンド・パフォーマンスおよび流動性リスクのモニタリングを行います。また、必要に応じて運用担当者への勧告等も行います。運用の指図に関する権限の委託（再委託を含みます。）を行っている場合には、委託先等の管理体制等も定期的に監視します。委託会社のコンプライアンス部門では、運用ガイドライン、社内規定等の遵守状況を監視します。

## 参考情報

### ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

(2016年7月末～2021年6月末)



※年間騰落率は、2016年7月から2021年6月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。

#### ※各資産クラスの指数

- 日本株：東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 先進国株：MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
- 新興国債：JPモルガンGBI-EM グローバル・ダイバーシファイド (円ベース)

※東証株価指数 (TOPIX) は、株式会社東京証券取引所 (株東京証券取引所) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数 (TOPIX) の商標又は標章に関するすべての権利は株東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、株東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、株東京証券取引所は、本件商品の発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

※MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc. が開発した、日本を除く先進国の株式市場のパフォーマンスを測るために開発された浮動株調整済み時価総額加重指数です。著作権、およびその他の知的所有権はMSCI Inc. に帰属しております。

※MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式市場のパフォーマンスを測るために開発された浮動株調整済み時価総額加重指数です。著作権、およびその他の知的所有権はMSCI Inc. に帰属しております。

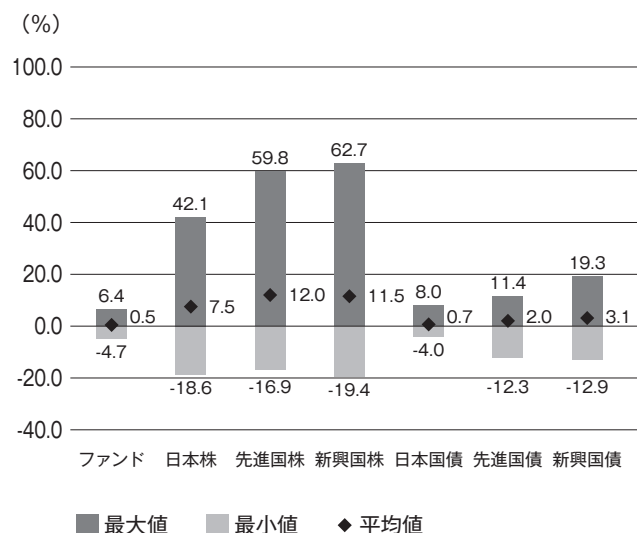
※NOMURA-BPI国債は、野村証券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村証券株式会社に帰属します。なお、野村証券株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われるモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

※FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

※JPモルガンGBI-EM グローバル・ダイバーシファイド (「本指数」) は、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2021, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

### ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2016年7月末～2021年6月末)



※当グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。2016年7月から2021年6月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※当ファンドの騰落率は、分配金再投資基準価額の騰落率です。



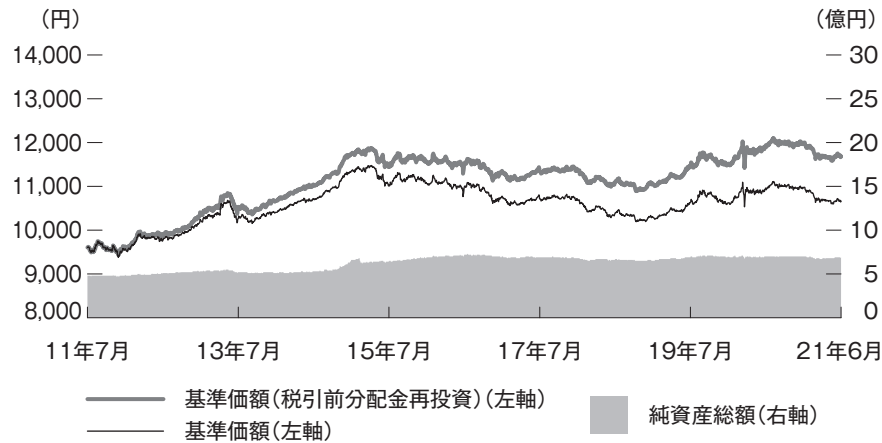
# 運用実績

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

2021年6月末現在

## 基準価額・純資産の推移

2011年7月1日～2021年6月30日(当初設定日:1998年11月24日)



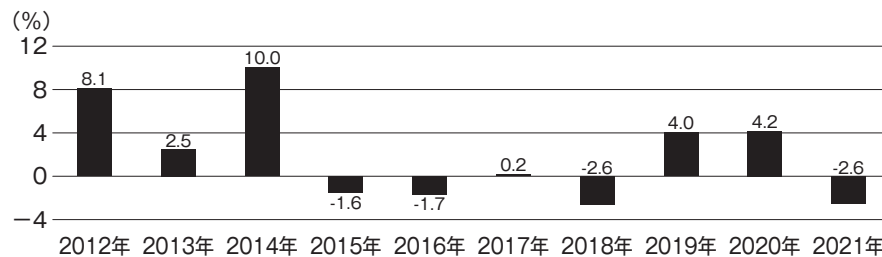
※ 基準価額は信託報酬控除後です。信託報酬は純資産総額に年1.265%(税抜1.15%)の率を乗じて得た額とします。基準価額(税引前分配金再投資)は、税引前分配金を分配時に再投資したものとみなして計算した価額です。また、基準価額(税引前分配金再投資)は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。

## 主な資産の状況\*

### 組入債券上位10銘柄

銘柄	通貨	クーポン	償還日	比率
1 アメリカ国債	アメリカドル	2.125%	2025.05.15	7.9%
2 アメリカ国債	アメリカドル	1.625%	2022.11.15	6.4%
3 アメリカ国債	アメリカドル	1.625%	2026.05.15	4.7%
4 アメリカ国債	アメリカドル	1.500%	2030.02.15	4.5%
5 イタリア国債	ユーロ	1.450%	2022.09.15	4.2%
6 アメリカ国債	アメリカドル	2.875%	2028.08.15	4.0%
7 アメリカ国債	アメリカドル	2.000%	2024.05.31	4.0%
8 アメリカ国債	アメリカドル	1.375%	2023.06.30	3.8%
9 イタリア国債	ユーロ	2.200%	2027.06.01	3.4%
10 イタリア国債	ユーロ	5.000%	2039.08.01	3.3%

## 年間収益率の推移



※ ファンドの年間収益率は、税引前分配金再投資基準価額により算出しています。

※ 2021年は、年初から6月末までの収益率です。

\* 上記「主な資産の状況」記載の「組入債券上位10銘柄」「国別投資比率」「通貨別投資比率」は、現地時間基準で計上する弊社ポートフォリオシステム(運用担当者を使用しているシステム)にて算出しています。一方、請求目録見書「第二部ファンド情報第1ファンドの状況5運用状況(1)投資状況、および(2)投資資産」のデータは法令・諸規則に基づいた投信計理システムで作成しています。

## ファンド・データ

基準価額	10,665円
純資産総額	6.9億円

## 分配金の推移

(直近5期分、1万口あたり、税引前)

第41期 2019年5月	50円
第42期 2019年11月	50円
第43期 2020年5月	50円
第44期 2020年11月	40円
第45期 2021年5月	30円
設定来累計	2,260円

※ 運用状況によっては、分配金額が変わる場合、或いは分配金が支払われない場合があります。

## 国別投資比率

国、地域	比率
1 アメリカ	45.5%
2 ユーロ圏	42.2%
3 イギリス	4.2%
4 オーストラリア	4.1%
5 カナダ	1.6%

※ 投資比率はマザーファンドにおける通貨別組入債券・現金の比率です。純資産総額対比、現地約定ベースです。日本の投資比率は、主に投資戦略の一環としてマザーファンドで保有している円現金であり、日本債券の組入れはありません。

## 通貨別投資比率

通貨	比率
日本円	75.2%
ユーロ	10.5%
アメリカドル	10.3%
イギリスポンド	2.0%
ノルウェー クローネ	0.6%

※ 通貨比率はファンドにおける実質債券投資比率に為替ヘッジを加味した比率です。純資産総額対比、現地約定ベースです。

# 手続・手数料等

## お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	購入申込受付日から起算して5営業日目までに販売会社にお支払いください。なお販売会社が別に定める日がある場合には、その期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が個別に定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお申込みの販売会社にてお支払いします。
申込締切時間	原則として、午後3時までにお申込みが行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込受付分とします。ニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日に該当する日にはお申込みの受付を行いません。
購入の申込期間	2021年2月25日から2022年2月24日まで ※ 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約請求には制限があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご購入・ご換金の各お申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた各お申込みの受け付けを取消すことがあります。
信託期間	無期限(1998年11月24日当初設定)
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意の上、投資信託約款を解約し信託を終了させること(繰上償還)ができます。 <ul style="list-style-type: none"><li>• 受益権の口数が当初設定にかかる受益権総口数の10分の1もしくは30億口を下回った場合</li><li>• 投資信託契約を解約することが受益者のために有利であると認められるとき</li><li>• やむを得ない事情が発生したとき</li></ul>
決算日	原則、毎年5月23日および11月23日 ただし、休業日の場合は翌営業日
収益分配	原則として、毎決算時に収益分配方針に基づき分配します。販売会社との契約によっては課税後無手数料で再投資が可能です。 ※ 委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。
信託金の限度額	5,000億円
公告	委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	計算期間の末日毎および償還時に、交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 益金不算入制度、配当控除の適用はありません。

# ファンドの費用・税金

## ファンドの費用

### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料 購入申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が個別に定める3.3% (税抜3.00%) 以内の率を乗じて得た額とします。

※ 償還乗換え等によりファンドを購入される場合、無手数料でお取扱いすることがあります。

※ 購入時手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価  
詳しくは販売会社にお問い合わせください。

信託財産留保額 換金申込受付日の翌営業日の基準価額 (1万口あたり) に0.3%の率を乗じて得た額とします。

### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬) ファンドの日々の純資産総額に年1.265% (税抜1.15%) の率を乗じて得た額とします。

※ 運用管理費用は毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産から支払われます。

	委託会社	販売会社	受託会社
運用管理費用の配分	(委託した資金の運用等の対価)	(交付運用報告書等各种書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価)	(運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価)
	年率0.605% (税抜0.55%)	年率0.605% (税抜0.55%)	年率0.055% (税抜0.05%)

※ 委託会社に対する運用管理費用には、投資顧問会社への報酬が含まれています。

その他の費用・手数料 信託事務等の諸費用、組入有価証券を売買する際に生じる取引費用、監査法人に支払うファンドの監査費用、運用報告書等法定書類の作成費用等が保有期間中その都度かかります。(これらの費用は運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。)

※ 上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## 税金

税金は表に記載の時期に適用されます。以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税、復興特別所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税、復興特別所得税及び地方税	譲渡による所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※ 上記は、2021年6月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※ 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。満20歳以上の方を対象にしたNISAおよび満20歳未満の方を対象にしたジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※ 外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※ 法人の場合は上記とは異なります。

※ 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

Morgan Stanley

INVESTMENT MANAGEMENT